

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2023年7月31日
【会社名】	株式会社 梅の花
【英訳名】	UMENOHANA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 本多 裕二
【本店の所在の場所】	福岡県久留米市天神町146番地
【電話番号】	0942(38)3440(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 兼 総務担当 増村 政信
【最寄りの連絡場所】	福岡県久留米市天神町146番地
【電話番号】	0942(38)3440(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 兼 総務担当 増村 政信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2023年7月26日開催の当社第44回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年7月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

その他資本剰余金を原資として期末配当を行うものであります。

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金5円

普通株式配当総額 金40,236,550円

当社A種優先株式1株につき 金40,000円

A種優先株式配当総額 金80,000,000円

配当総額の合計 金120,236,550円

剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年7月27日

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案の吸収合併契約に伴い、また、今後も他の当社子会社を吸収合併する可能性を踏まえ、業務の合理化・効率化及び収益の向上を図ることを目的に、現行定款第2条（目的）について事業目的を変更するものであります。

第3号議案 吸収合併契約承認の件

当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社丸平商店を吸収合併消滅会社として、2023年8月1日を効力発生日として吸収合併する旨を定めた吸収合併契約を承認するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、本多 裕二、村山 芳勝、鬼塚 崇裕、吉田 訓、増村 政信及び岡田 由佳を選任するものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、池田 勝、井上 二郎、南 昌作及び宮崎 秀之を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	34,665	667	-	(注)1	可決 98.11
第2号議案 定款一部変更の件	34,736	596	-	(注)2	可決 98.31
第3号議案 吸収合併契約承認の件	34,784	546	-	(注)2	可決 98.45
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件				(注)3	
本多 裕二	34,571	757	-		可決 97.85
村山 芳勝	34,669	659	-		可決 98.12
鬼塚 崇裕	34,602	726	-		可決 97.93
吉田 訓	34,647	681	-		可決 98.06
増村 政信	34,652	676	-		可決 98.08
岡田 由佳	34,536	792	-		可決 97.75
第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件				(注)3	
池田 勝	34,819	512	-		可決 98.55
井上 二郎	34,841	490	-		可決 98.61
南 昌作	34,839	492	-		可決 98.60
宮崎 秀之	34,854	477	-		可決 98.65

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上